

【不祥事根絶に向けた本校の決意】（行動基準）

- 1 私たちは、法令等を遵守します。
- 2 私たちは、不祥事ゼロの学校をめざします。
- 3 私たちは、「報・連・相」をしっかりと行い未然防止に努めます。

不祥事根絶のための行動計画

R6.4.1

大崎上島町立木江小学校
作成責任者 校長 加藤 千香恵

区分	本校の課題	行動目標	取組内容	点検方法・時期
教職員の規範意識の確立	○自校でも起こりうるという危機意識をもつ。	○服務研修の方法や内容等を見直し、法律や教育法規に基づいて服務研修を行い、根拠を明らかにした教育活動を行う。	○各事案についてどのような法律や法令に対し抵触しているのかを明らかにし法令を遵守しようとする意識を高める。 ○研修を自分のものとするため全教職員が研修の講師となり、研修内容を工夫する。 ○名札の裏に「不祥事ゼロの学校づくり」の目標等を記入する。	○各事案についてどの法規・法令に違反するのか調べる。 ○担当する研修計画を常に見えるところに掲示し意識を高める。 ○服務研修において、不祥事防止のためのチェックリストを実施する。
学校組織としての不祥事防止体制の確立	○不祥事防止委員会の活動を充実させ、組織として取り組んでいる自覚をもたせる。	○不祥事防止委員会を、管理職・教務主任・保健主事・研究主任・生徒指導主事で行い、学校組織で不祥事の防止体制を確立していく。	○管理職による日常的な授業観察等を含んだ点検を行ったり、各主任、主事等との情報交換を行い、互いに助け合う体制を作ったりして、不祥事の未然防止に努める。	○月に1回、不祥事防止委員会で情報交換を行い、状況を把握する。また、毎日の生活の中で気になることの「報・連・相」を必ずその日のうちに行う。
相談体制の充実	○「体罰、セクシャル・ハラスメント相談窓口」の周知はしているが、認知度がやや低い。 ○教職員が自分の心配事を相談することが難しい。	○「体罰、セクシャル・ハラスメント相談窓口」の周知を繰り返し行い、相談しやすい体制をつくる。 ○教職員自身も自分の悩みを相談できる体制を整える。	○「体罰、セクシャル・ハラスメント相談窓口」の名称を「ふれあい相談」として気軽に相談できるようにする。 ○学校だよりで保護者等に周知し、校舎内全ての教室にポスターを掲示する。 ○管理職との面談を行うとともに、SCやSSWと連携していく。	○学期毎に、児童・保護者を対象にアンケートを実施する。 ○月1回の「ふれあい相談日」と、学期末懇談会等にも気軽に保護者が相談できるように案内する。 ○年間2回、教職員を対象にチェックシートによるアンケートを実施する。